

議案第8号

新居浜市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 新居浜市職員の退職手当に関する条例(昭和35年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第10条第7項及び第8項中「第38条第1項各号のいずれか」を「第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者」に改め、同条第11項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第14項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

附則第7項中「当分の間、20年以上」を「当分の間、」に、「者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。)」を「者」に、「100分の104」を「100分の87」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。

附則第 8 項中「36 年」を「36 年以上 42 年以下」に、「もの（傷病によらず、その者の都合により退職した者を除く。）」を「もの」に、「その者の勤続期間を 35 年として前項の規定の例により計算して得られる」を「同項又は第 5 条の 2 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た」に改める。

（新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 58 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項及び第 4 項を次のように改める。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する職員のうち施行日以後に新条例第 3 条から第 5 条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 35 年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第 3 条から第 5 条の 3 までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 87 を乗じて得た額とする。

4 施行日に在職する職員のうち、施行日以後に新条例第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 36 年以上 42 年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第 5 条の 2 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

附則第 5 項中「額は、新条例第 5 条及び第 5 条の 2 の規定にかかわらず」を「基本額は」に改める。

（新居浜市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 3 条 新居浜市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成 15 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 項中「44 年」を「42 年」に改める。

（新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 4 条 新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 1 項中「及び附則第 7 項から第 9 項まで」を「及び附則第 7 項から第 9 項まで並びに附則第 7 条の規定による改正前の新居浜市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成 15 年条例第 44 号。以下この条において「条例第 4

4号」という。)附則第12項」に、「退職手当の額が」を「額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第7項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の87(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の87)を乗じて得た額が」に、「並びに附則第7項から第9項まで」を「並びに附則第7項から第9項まで、附則第4条、附則第5条並びに条例第44号附則第12項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月27日から施行する。
(新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の新居浜市職員の退職手当に関する条例(以下この項において「新退職手当条例」という。)附則第7項(新退職手当条例附則第9項及び第3条の規定による改正後の新居浜市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例附則第12項においてその例による場合を含む。)及び第8項の規定の適用については、新退職手当条例附則第7項中「100分の87」とあるのは、平成25年3月27日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。
- 3 第2条の規定による改正後の新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第3項(同条例附則第5項においてその例による場合を含む。)及び第4項の規定の適用については、同条例附則第3項中「100分の87」とあるのは、平成25年3月27日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。
- 4 第4条の規定による改正後の新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第2条第1項の規定の適用については、同項中「100分の87」とある

のは、平成25年3月27日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年3月27日から同年9月30日までの間においては「104分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「104分の92」とする。

提案理由

一般職の職員について、国家公務員退職手当法等の一部改正に準じて退職手当の額の改定を行うため、及び雇用保険法等の一部改正により1年未満の短期雇用の者が特例一時金の支給対象から除外されたことに伴う所要の条文整備を行うため、本案を提出する。